

京都地方税機構規約変更の許可について

平成23年8月10日
京都地方税機構
(電話 075-414-4497)

京都地方税機構では、現在、構成団体（京都市を除く府内25市町村と京都府）の法人関係税課税事務を共同で行うための準備を進めております。

この度、当機構の規約変更について、8月5日付けで、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、総務大臣より許可されましたのでお知らせします。

1 京都地方税機構規約変更の概要

(1) 追加する事務

法人府民税、法人事業税（地方法人特別税含む。）及び法人市町村民税に係る賦課事務のうち、申告書等の受付、税額の算定、調査及びこれらに関連する事務
現在当機構では地方税及び国民健康保険料の滞納整理事務等を行っており、これに新たな事務として追加するもの

(2) 追加する事務の開始時期

平成24年2月 一部事務開始（プレ申告書の作成、発送）
平成24年4月 本格事務開始

(3) 追加する事務の実施により期待される効果

申告窓口一元化による納税者利便性の向上
未申告法人等への調査、申告指導による増収効果
人件費と税制改正等に伴うシステム改修経費等の削減

2 その他

本格的な課税事務共同化は、全国初